

素案からの変更点

項数	該当章	新	旧	修正理由等
12	Ⅱ 障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の内容	<p>障害児通所支援は、<u>療育等</u>が必要な子供に対して、日常生活の基本的動作<u>及び</u>知識や技能の<u>習得</u>、集団生活への<u>適応のための支援</u>を行うもので、障害児相談支援は、障害のある子供の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。</p>	<p>障害児通所支援は、<u>療育や訓練等</u>が必要な子供に対して、日常生活の基本的動作の<u>指導</u>、知識や技能の<u>提供</u>、集団生活への<u>適応訓練等</u>の支援を行うもので、障害児相談支援は、障害のある子供の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。</p>	令和6年4月1日に施行される児童福祉法の改正に合わせて語句を修正
27		<p><u>放課後等デイサービス</u></p> <p>学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）又は専修学校等に就学しており、支援が必要と認められた障害のある子供を通所させて、放課後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な<u>支援</u>や社会との交流の促進等の支援を行います。</p>	<p><u>放課後等デイサービス</u></p> <p>学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）又は専修学校等に就学しており、支援が必要と認められた障害のある子供を通所させて、放課後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な<u>訓練</u>や社会との交流の促進等の支援を行います。</p>	
45	8 発達障害者の支援	<p>8 発達障害者等の支援</p> <p>本市では、こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員などの専門職が子供の発達に関する心配事の相談に応じていますが、保護者等の不安や、<u>顕在化しにくい発達障害を含めた障害のある子供に対し早期から対応していくため、関係機関との連携強化に努めながら、相談体制の充実を図ります。</u></p>	<p>8 発達障害者等の支援</p> <p>本市では、こども発達相談センターにおいて、心理発達相談員などの専門職が子供の発達に関する心配事の相談に応じていますが、保護者等の不安に<u>早期に対応していくため、関係機関との連携強化を含め、相談体制の充実を図ります。</u></p>	パブリック・コメントでの意見を踏まえ、顕在化しにくい発達障害への対応を記載